

# 「指定生活介護」利用契約書

\_\_\_\_\_ (以下、「利用者」)とデイサービスはあとの杜しぎさん(以下、「事業者」)は、事業者が利用者に対し提供する指定生活介護事業について、次のとおりに契約します。

## 第1条 契約の目的

本契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

## 第2条 契約期間

この契約の契約期間は\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から利用者の自立支援給付費支給決定期間満了日までとします。

- 2 本契約期間満了日以前に支給有効期間の満了日が変更された場合は、変更後の支給有効期間満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。

## 第3条 個別支援計画

事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し個別支援計画を作成します。

- 1 事業者は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ることとします。
- 2 事業者は個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、6か月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者又は家族に説明をし、文書により同意を得ることとします。

## 第4条 サービス内容

事業者は、利用者へ個別支援計画に基づいて、別紙「重要事項説明書」に記載するサービスを提供します。

## 第5条 利用料金

利用者は別紙「重要事項説明書」に記載する自立支援給付費対象サービスに対して利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から自立支援給付費の額を控除した額を支払います。

- 2 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する自立支援給付費対象外サービスに対して、所定の料金を事業所に支払います。
- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ることとします。

## 第6条 利用料金の支払い方法

利用者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月利用料等の請求書を翌月の20日までに送付します。
- 3 利用者又は、当月利用料金等の合計を翌々月の1日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 4 事業者は、利用者が正当な理由なく利用料金を滞納した場合、支払いがあるまで、次回の利用をお断りすることができます。

## 第7条 説明義務

事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

## 第8条 安全配慮義務

事業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命、身体の安全確保に配慮します。

## 第9条 緊急時の援助

事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、事業者は利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

## 第10条 身体拘束の禁止

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

## 第11条 虐待防止のための措置

事業者は、利用者への身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、従業者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

## 第12条 契約の終了

利用者は、30日以上の予告期間において文章で事業者へ通知することによりこの契約を解除することができます。また事業者もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

- (1) 事業者若しくは従業者が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
  - (2) 事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合
  - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
  - (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。ただし利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。
- (1) 利用者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を2か月以上滞納し期間を定め再三警告にもかかわらず支払わない場合
  - (2) 利用者が、故意または重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
  - (3) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めた場合。
  - (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
  - (5) 利用者が連続して3ヵ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は入院した場合。
  - (6) 利用者が死亡した場合。

## 第13条 損害賠償

事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。

- 2 事業者はサービス提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由より利用者へ損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

## 第14条 秘密保持

事業者およびその従業者は、サービスを提供するうえで知りえた利用者および家族に関する秘密事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。

この守秘義務は契約終了後も同様とします。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者およびその家族の個人情報を使用しないものとします。
- 3 ただし、事業者は、利用者へ医療上緊急の必要性が生じた場合などは、医療機関などに利用者の心身に関する情報を提供できるものとします。

## 第15条 苦情解決

事業者は、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、生活介護に関する利用者の要望、苦情などに対して、迅速に対応します。

## 第16条 保証人に求める範囲

事業者が保証人に求める範囲は以下のとおりとします。

- (1) 利用中の利用者が体調不良等の場合の迎え及び受診
  - (2) 事業者が請求する利用料金が支払われなかった場合の保証
- ※保証の上限については10万円までとする

## 第17条 協議事項

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項に関しては、障害者総合支援法等関係法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議し対処するものとします。

## 第18条 裁判管轄

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。